

# 行田市公共施設等総合管理計画

平成28年3月（策定）

令和4年3月（改訂）

令和5年2月（改訂）

令和8年5月（改訂）

行田市



# 目 次

<b>1. はじめに</b>	<b>1</b>
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 対象範囲	1
1.3. 計画の位置づけ	2
1.4. 計画期間	3
<b>2. 公共施設等の現況及び将来の見通し</b>	<b>4</b>
2.1. 人口の現状と見通し	4
2.2. 財政の状況	5
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	6
(1) 公共施設の状況	6
(2) インフラ資産の状況	9
(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	10
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	13
<b>3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	<b>14</b>
3.1. 現状や課題に関する基本認識	14
3.2. 公共施設等の今後の取組目標	15
3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	18
(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針	18
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	19
(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針	19
(4) 統合や廃止の推進方針	20
(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針	21
(6) 脱炭素化の推進方針	21
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	21
<b>4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	<b>22</b>
4.1. 公共施設	22
(1) 市民文化系施設	22
(2) 社会教育系施設	24
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	25
(4) 産業系施設	26
(5) 学校教育系施設	27
(6) 子育て支援施設	29
(7) 保健・福祉施設	31

(8) 行政系施設	33
(9) 公営住宅	35
(10) 公園	36
(11) 供給処理施設	37
(12) その他	39
4.2. インフラ資産	40
(1) 道路、橋りょう	40
(2) 上水道、下水道	40
(3) 公園	40
<b>5. 推進体制</b>	<b>41</b>
5.1. 全庁的な取組体制の構築	41
5.2. 情報管理・共有のあり方	41
5.3. フォローアップの実施方針	42
<b>6. 資料編</b>	<b>43</b>
6.1. 公共施設の将来更新等費用の試算条件	43
6.2. インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件	44
(1) 道路	44
(2) 橋りょう	44
(3) 上水道	44
(4) 下水道	45

# 1.はじめに

## 1.1. 計画策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化の進行などに伴い、社会構造や市民ニーズが変化してきています。本市では、昭和40年代から昭和60年代の人口増加に伴う需要の増大に応じて学校や市営住宅などの公共施設等を整備してきましたが、これらの施設は建築後30年以上経過したものが多く、老朽化の進行や耐震性不足に伴い、施設の改修や更新、長寿命化などを図っていく必要が生じています。

一方、人口減少に伴う税収の伸び悩みが予測される中で、超高齢社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大による財政の逼迫が懸念されています。

このような背景の中、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

「行田市公共施設等総合管理計画」は、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、「行田市基本構想・実施計画」等の考え方を踏まえ、さらに長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定したものです。

また、今回は、「行田市公共施設マネジメント計画改訂版」の内容を反映させ改訂したものです。

## 1.2. 対象範囲

本計画の対象範囲は、財産のうち公有財産に分類される公共施設及びインフラ資産とします。

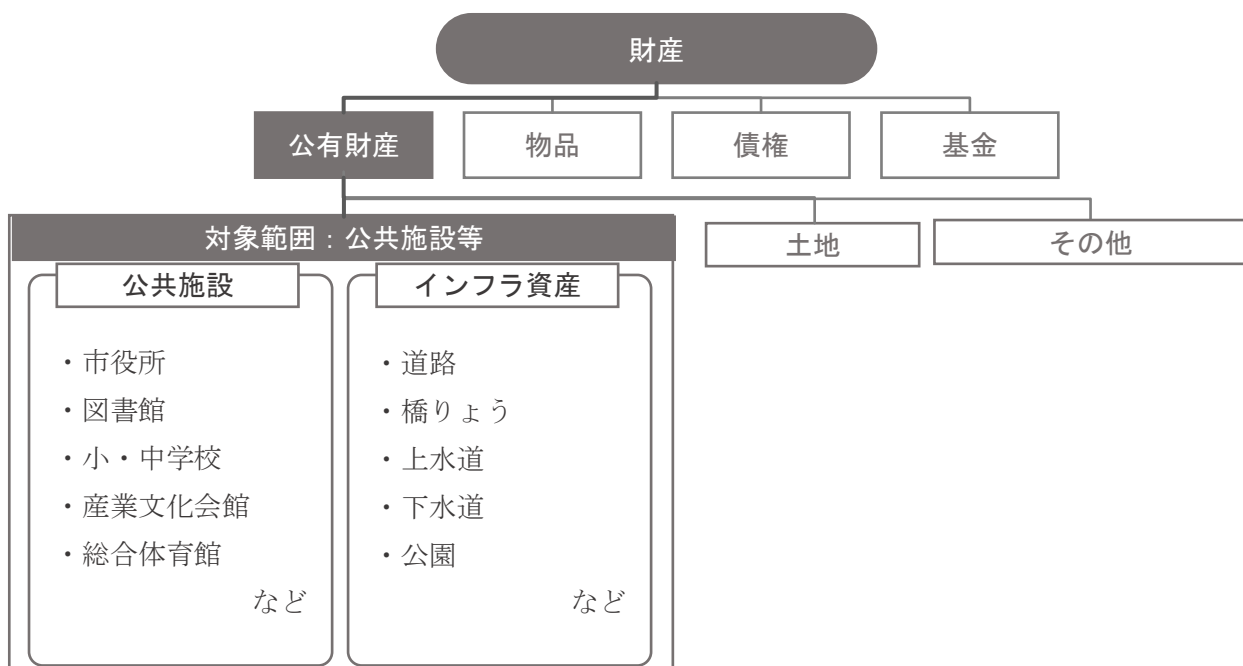


図 1-1 対象範囲

### 1.3. 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年（2013 年）に関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体における「行動計画」に相当し、本市の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すもので、平成 31 年（2019 年）3 月に策定した「行田市公共施設マネジメント計画」（以下、「マネジメント計画」という。）や公共施設等の各個別施設計画の指針となるものです（「マネジメント計画」は令和 8 年（2026 年）3 月改訂）。

また、市の上位計画である「行田市基本構想・実施計画」等の考え方を踏まえ、各施設・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

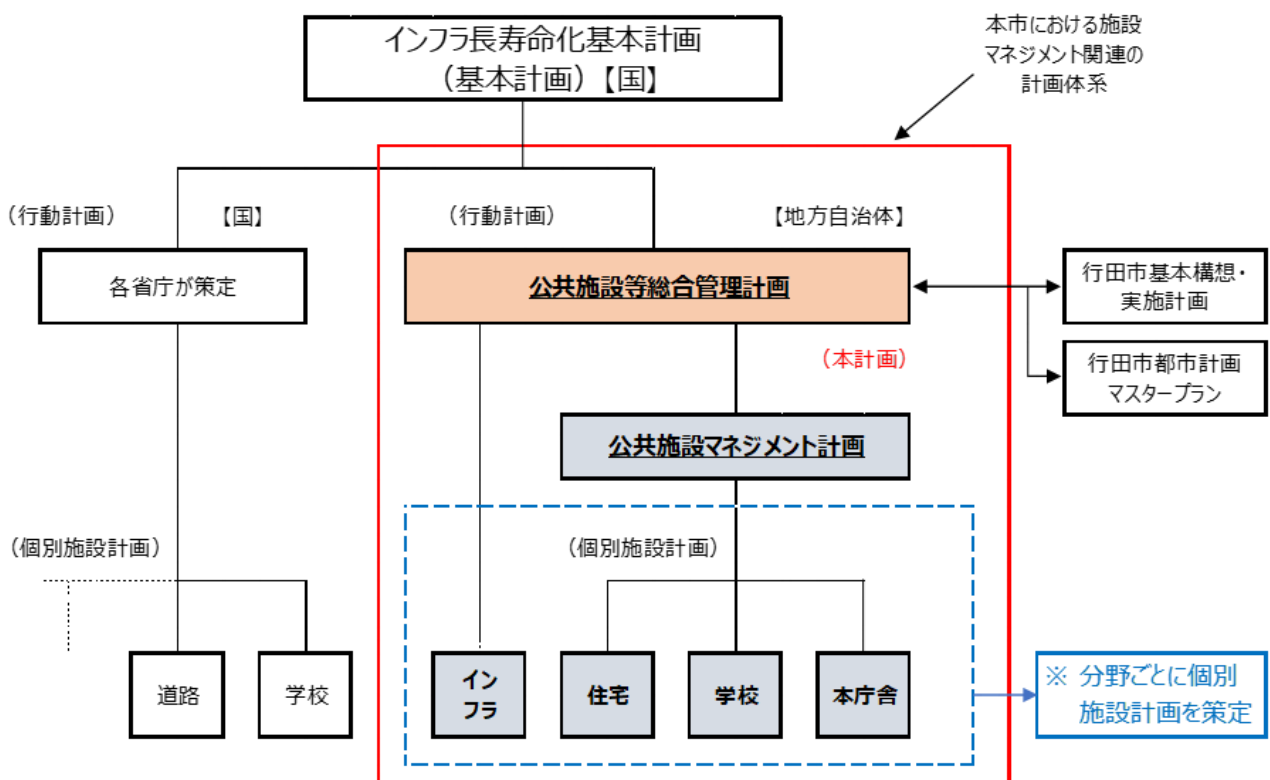


図 1-2 本計画の位置づけ

## 1.4. 計画期間

今後、公共施設等の更新等の時期が集中することや、公共施設等の計画的な管理運営において中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、本計画の計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの 40 年とします。

なお、今後の本市を取り巻く社会情勢や国の施策等の推進状況、さらには最新の技術的知見の状況等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとします。

**計画期間 40 年**  
**（平成 28 年度（2016 年度）から令和 37 年度（2055 年度）まで）**

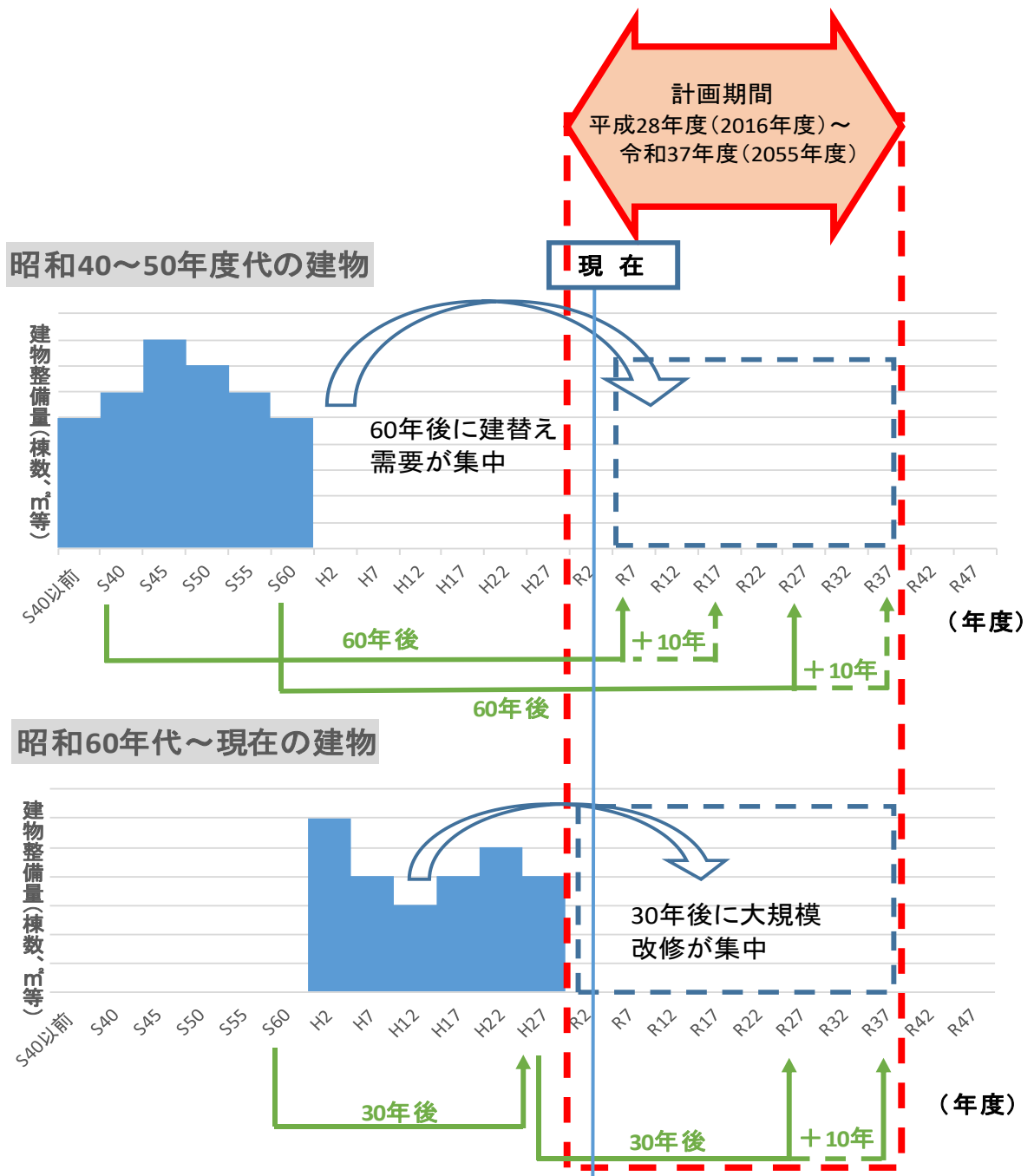


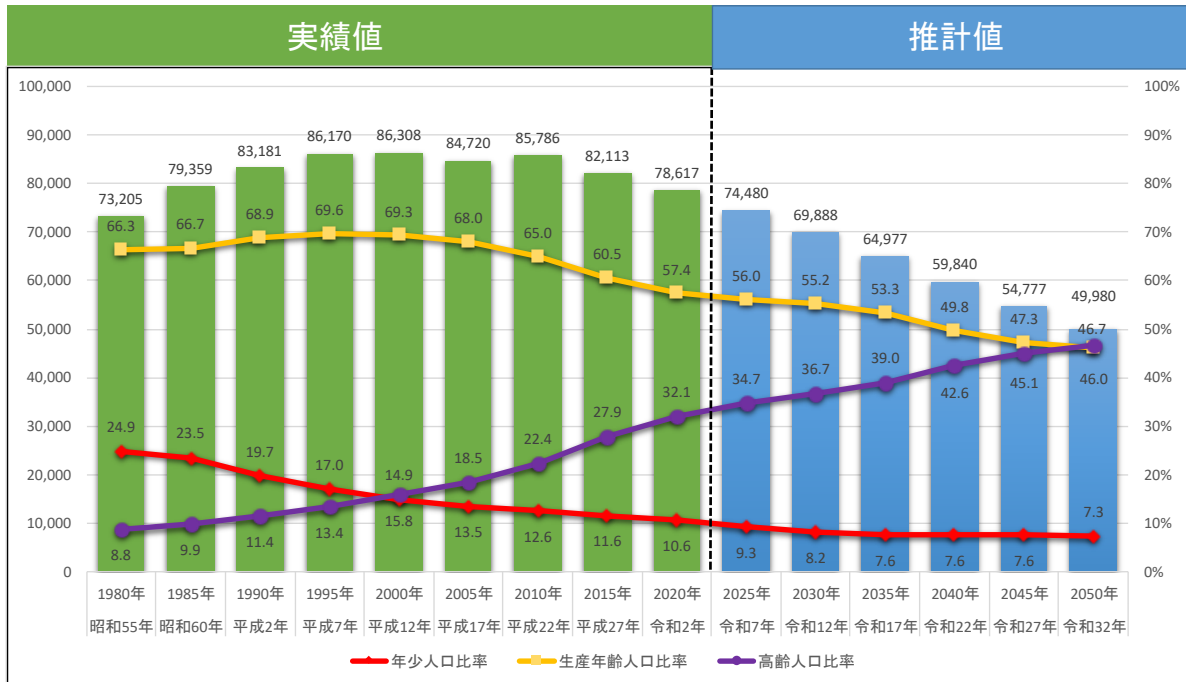
図 1-3 計画期間のイメージ

## 2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2.1. 人口の現状と見通し

本市の人口は、平成12年(2000年)の86,308人をピークに減少に転じ、令和32年(2050年)には49,980人まで減少する見通しとなっています。

年齢3階層別人口比率をみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は減少する一方で、高齢人口(65歳以上)は令和27年(2045年)には約46.7%まで増加する見通しとなっています。



※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢人口：65歳以上の人口  
 出典：実績値は国勢調査(総務省)、推計値は将来の地域別男女5歳階級別人口(国立社会保障・人口問題研究所、2023年推計)

図 2-1 年齢3階層別人口の推移と見通し(上)

## 2.2. 財政の状況

本市の歳入（普通会計）の状況を見ると、市の歳入の根幹を占める地方税（市税）収入は、ほぼ横ばいとなっており、今後は生産年齢人口の減少が見込まれている中では、大幅な税収の伸びは期待できない状況となっています。

本市の歳出（普通会計）の状況を見ると、義務的経費である扶助費が増加傾向にあり、今後においても少子高齢化の進行などにより高い値で推移することが見込まれます。そのため、大幅な税収の伸びは期待できない状況の中、公共施設等の整備に要する経費については、現在の水準を維持していくことが困難になることが想定されます。

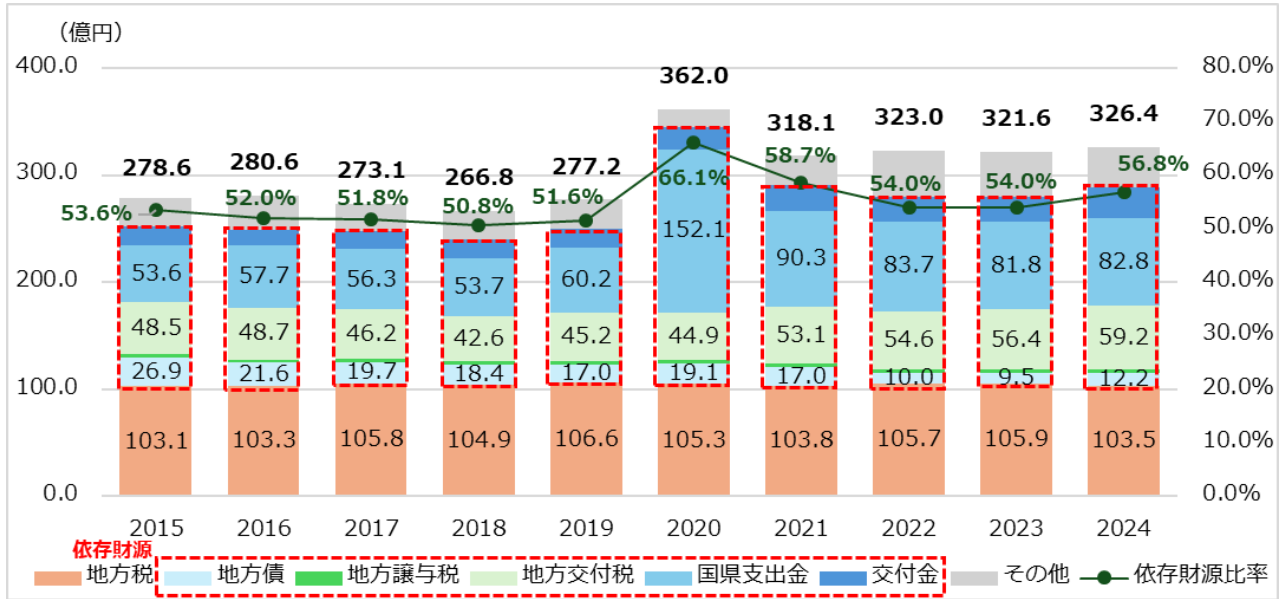


図 2-2 歳入（普通会計）の推移

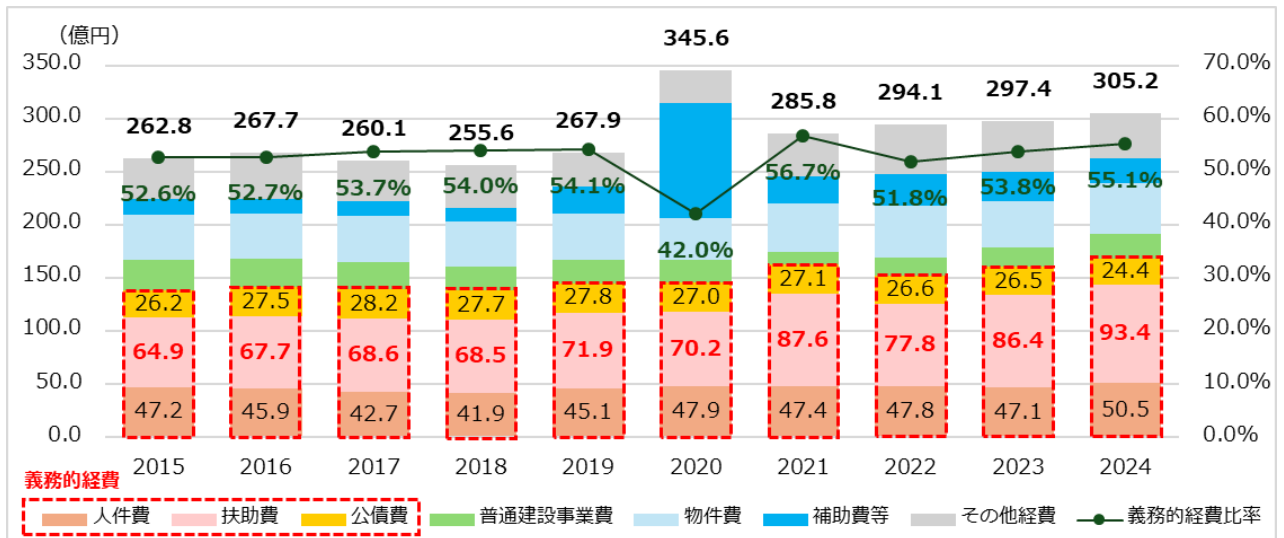


図 2-3 歳出（普通会計）の推移

※令和2年度歳入における「国・県支出金」及び歳出における「補助費等」の増加原因は、新型コロナウイルス感染症対策によるもの

## 2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

### (1) 公共施設の状況

#### ① 施設保有量の推移

本計画策定当時、本市は 185 施設、総延床面積約 27 万㎡の公共施設を保有していました。本計画策定後、スポーツ・レクリエーション系施設及び子育て支援施設において、新たに公共施設を整備したため若干施設面積が増加していますが、その他の公営住宅や供給処理施設などをはじめとする各施設分類において、本計画における基本方針に基づく取組を推進したことにより、公共施設全体の延床面積は、約 9,700 ㎡（約 3.6%）削減となっています。

表 2-1 公共施設の施設保有量の推移

施設分類	平成26年度末 (2014年度末)		令和7年度末 (2025年度末)		平成26年度(2014年度)末 との比較	
	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	増減値 (施設数)	増減値 (床面積/㎡)
市民文化系施設	29	23,772	28	22,872	-1	-900
社会教育系施設	4	5,315	4	5,214	0	-101
スポーツ・レクリエーション系施設	8	17,803	9	17,966	1	163
産業系施設	1	4,533	1	4,533	0	0
学校教育系施設	26	135,692	23	125,482	-3	-10,210
子育て支援施設	17	4,050	22	4,360	5	310
保健・福祉施設	5	8,349	4	8,008	-1	-341
行政系施設	30	15,165	30	15,288	0	123
公営住宅	18	36,367	16	32,658	-2	-3,709
公園	29	3,992	29	2,606	0	-1,386
供給処理施設	6	10,564	5	8,001	-1	-2,563
その他施設	12	4,000	10	12,893	-2	8,893
計	185	269,602	181	259,881	-4	-9,721

※施設分類は、マネジメント計画に準拠しており、「施設数」と「延床面積」の内訳は本計画策定当初の数値と異なっている。

※平成 26 年度（2014 年度）末公共施設数における本計画策定時（184 施設）と改訂時（185 施設）の差異は、「総合公園」を各施設の機能を踏まえて、「スポーツ・レクリエーション系施設」及び「公園」にそれぞれ計上しているためである。

※「その他施設」の延床面積の増加は、「学校教育系施設」のうち廃校となった施設を移管したことによる。

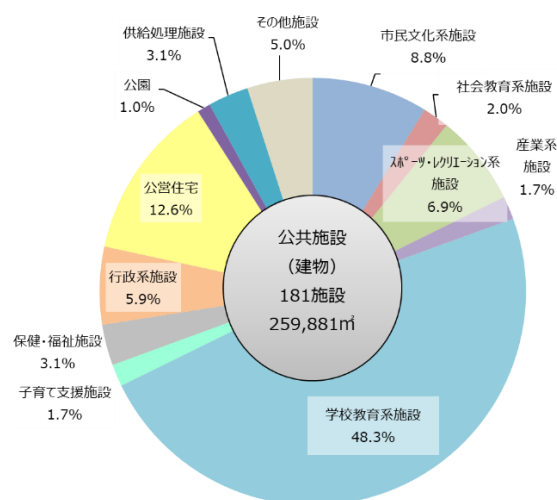


図 2-4 公共施設の施設分類別延床面積

## ②老朽化の状況

本市の公共施設は昭和 50 年代に集中的に整備されており、この期間に整備された公共施設の延床面積は約 12 万㎡で公共施設全体の 45.6%を占めています。

また、建築後 30 年以上経過した施設の延床面積は、本計画策定当初は約 18 万㎡でしたが、計画策定から 10 年経過したことにより約 23 万㎡まで増えており、公共施設全体の 87.8%を占めています。

一般的に、鉄筋コンクリート造の建物は、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で、建替えが必要になるとされており、今後昭和 40 年代～昭和 60 年代初頭に整備された施設の大規模改修や更新に対応するための費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

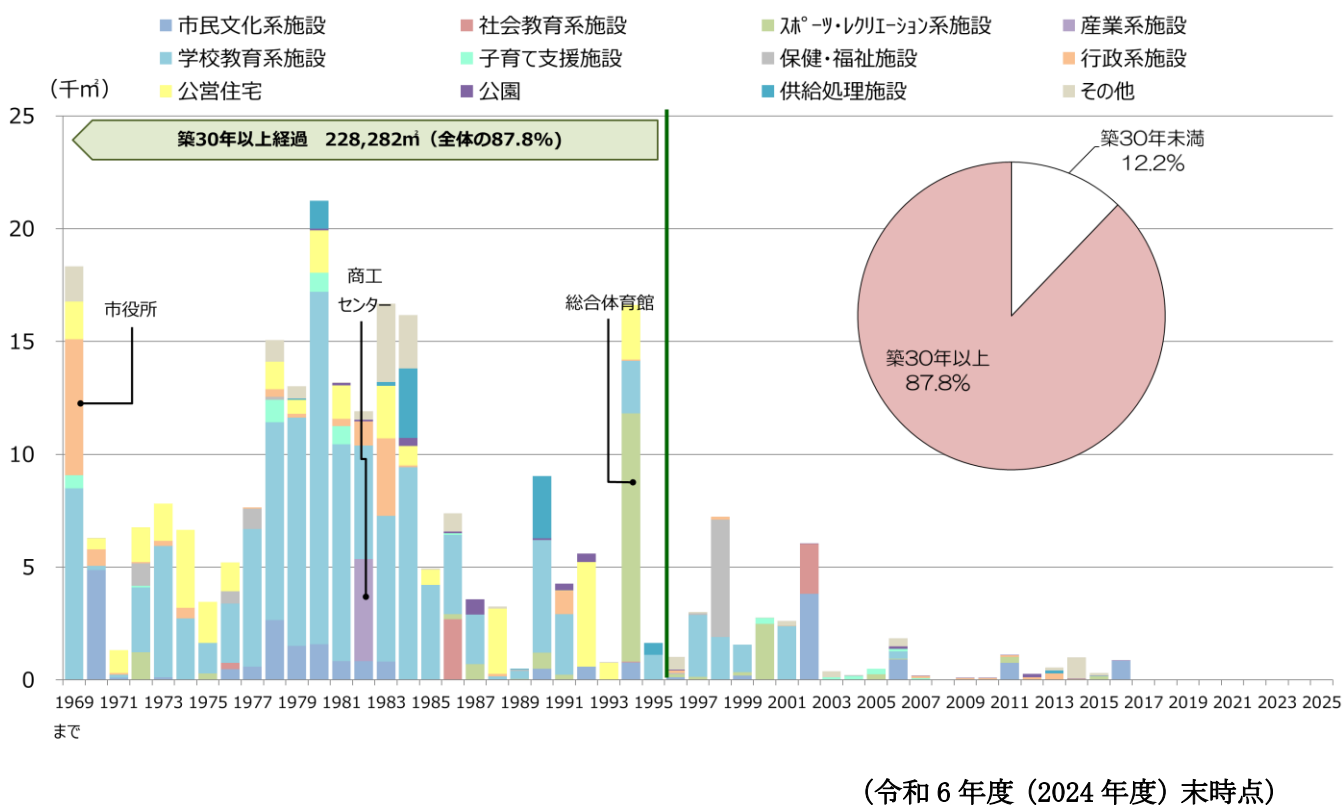


図 2-5 公共施設の建築年度別延床面積

### ③耐震化

本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づき、「行田市建築物耐震改修促進計画（令和8年度～令和12年度）」（令和8年（2026年）3月改訂）を策定しています。

公共施設は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、地震発生時には、学校や公民館は避難所として利用され、庁舎では災害情報収集や災害対策指示が行われるなど、災害時の重要な拠点となる施設が多いことから、市の防災拠点及び多数の者が利用する施設の速やかな耐震化に努めてきました。

その結果、対象となる公共施設については、平成28年度（2016年度）に耐震化事業が完了しました。

表 2-2 公共施設の耐震化の現状

（単位：棟）

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性なし	耐震性あり					
	a	b	c				d
【A】市の防災拠点	41	0	41	43	84	100%	
①災害対策活動拠点	市庁舎	1	0	1	0	1	100%
②給水拠点	浄水場・配水場	3	0	3	2	5	100%
③救援物資集積拠点	産業文化会館	1	0	1	0	1	100%
④医療活動拠点	保健センター	1	0	1	0	1	100%
⑤消防活動拠点	消防本部等	0	0	0	3	3	100%
⑥応援受入拠点	総合体育館等	0	0	0	2	2	100%
⑦避難拠点	小中学校校舎※1	15	0	15	9	24	100%
	小中学校体育館	8	0	8	16	24	100%
	公民館等	12	0	12	11	23	100%
【B】保育園	2	0	2	1	3	100%	
【C】市営住宅	11	0	11	8	19	100%	
【D】老人福祉施設	2	0	2	0	2	100%	
計	56	0	56	52	108	100%	

※1 小中学校校舎については、新旧の耐震基準で建てられた校舎が併設されていた場合は、全体で旧耐震基準の建築物として計上している。

※出典 「行田市建築物耐震改修促進計画（令和8年度～令和12年度）」より

## (2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、市民の生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本市の主なインフラ資産の保有量は以下に示すとおりです。

表 2-3 インフラ資産の保有量

分類	種別	平成26年度末施設数等 (2014年度末)		令和6年度末施設数等 (2024年度末)	
		数	単位	数	単位
道路	一級市道	68	km	68	km
		686,134	m <sup>2</sup>	692,572	m <sup>2</sup>
	二級市道	66	km	69	km
		447,732	m <sup>2</sup>	474,569	m <sup>2</sup>
	その他の市道	975	km	994	km
		4,027,663	m <sup>2</sup>	4,064,702	m <sup>2</sup>
計	1,109	km	1,131	km	
		5,161,529	m <sup>2</sup>	5,231,843	m <sup>2</sup>
橋りょう	橋りょう	4	km	4	km
		27,949	m <sup>2</sup>	29,325	m <sup>2</sup>
上水道	管路	496	km	564	km
	附帯施設	4	施設	5	施設
		3,201	m <sup>2</sup>	3,983	m <sup>2</sup>
下水道	管路	224	km	261	km
	附帯施設	5	施設	5	施設
		7,691	m <sup>2</sup>	7,691	m <sup>2</sup>
簡易水道	簡易水道	44	km	0	km
	附帯施設	1	施設	0	施設
		782	m <sup>2</sup>	0	m <sup>2</sup>
公園	公園	82	施設	89	施設
		630,183	m <sup>2</sup>	632,175	m <sup>2</sup>

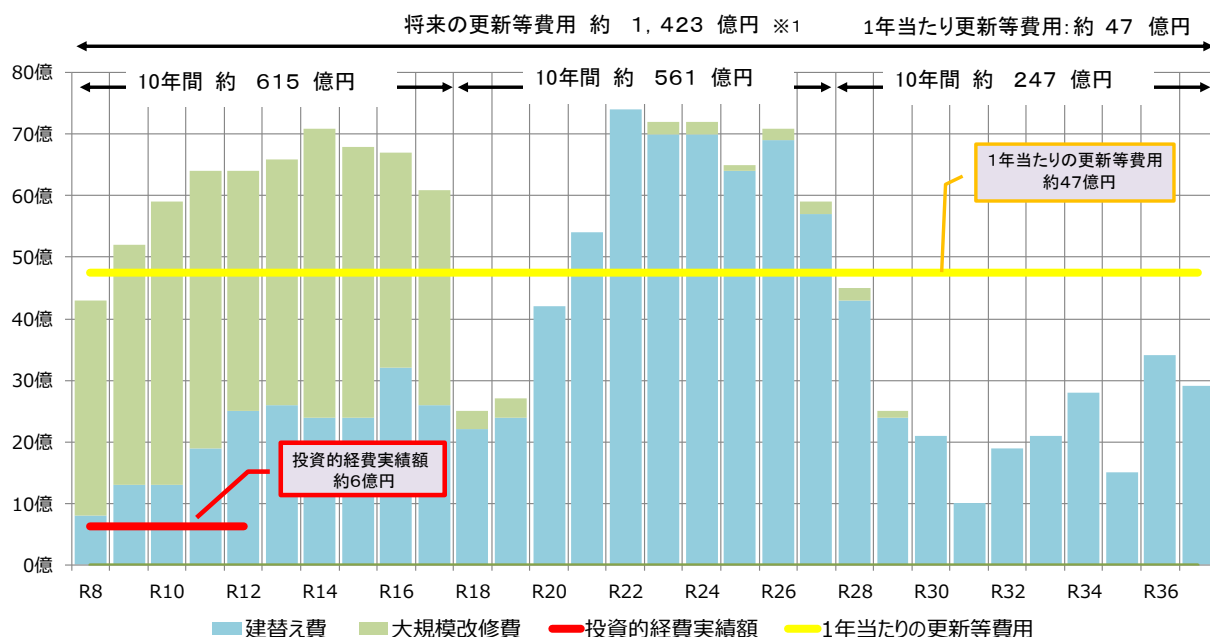
※「簡易水道」は、平成29年3月31日に廃止し、平成29年4月1日より「上水道」に統合

### (3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

#### ①公共施設

令和8年度(2026年度)から令和37年度(2055年度)までの30年間に、すべての公共施設を更新等する場合の費用の総額は約1,423億円と推計され、1年あたりでは約47億円となり、直近5年間の公共施設に関する投資的経費実績額の平均額である約6億円の約8倍となっています。

また、大規模改修の時期が集中する令和17年度(2035年度)までや、令和20年度(2038年度)から令和28年度(2046年度)までの間は、昭和50年代に建築された施設の更新により、更新等費用の増加が見込まれています。



※1 本試算額は、マネジメント計画改訂時に施設の保有量等を精査した上で改めて試算したものであり、本計画策定当初の試算額と異なっている。

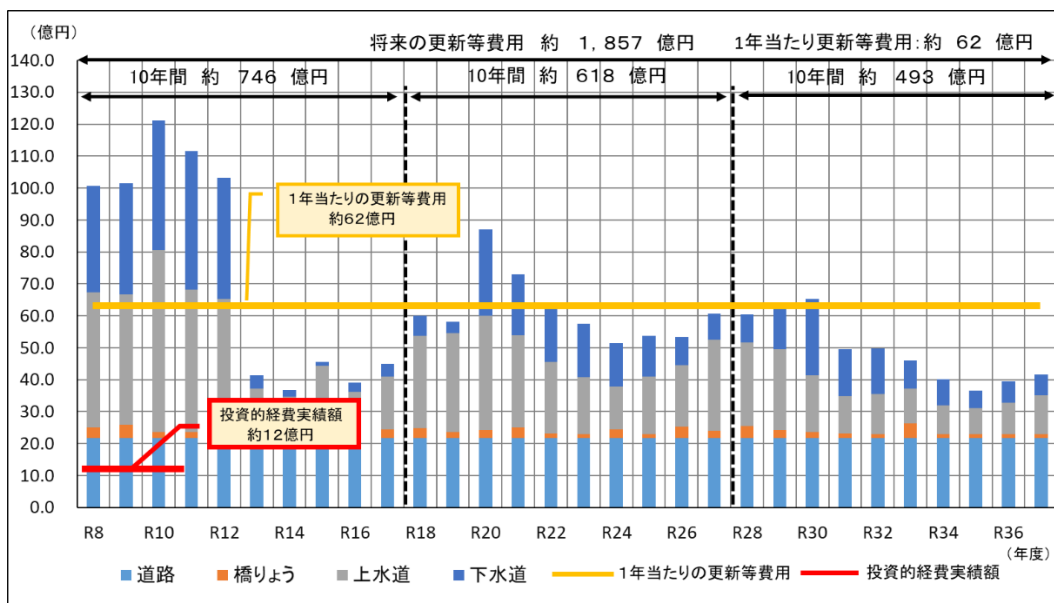
※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)に建設工事費デフレーターを踏まえた数値により試算

※投資的経費実績額: 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの投資的経費実績額の5ヵ年平均

図 2-6 公共施設の将来の更新等費用の推計(令和6年度(2024年度)時点)

## ②インフラ資産

令和8年度（2026年度）から令和37年度（2055年度）までの30年間に、インフラ資産の更新等費用の総額は、約1,857億円と推計され、1年あたりでは約62億円となり、インフラ資産に関する投資的経費実績額の約12億円に比べて約5.2倍となります。

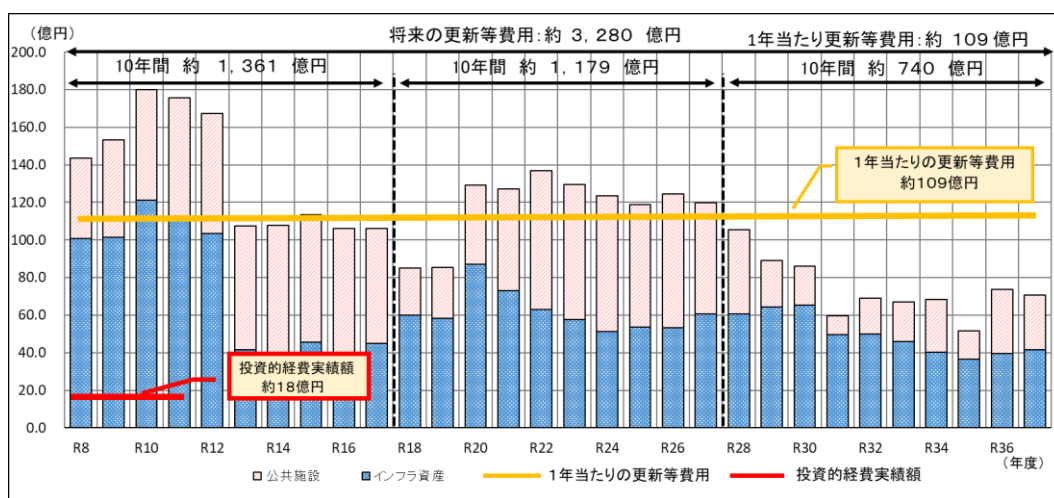


※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）に建設工事費デフレーターを踏まえた数値により試算  
 ※投資的経費実績額：令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの投資的経費実績額の5年平均

図 2-7 インフラ資産の将来の更新等費用の推計（令和6年度（2024年度）時点）

## ③公共施設等

令和8年度（2026年度）から令和37年度（2055年度）までの30年間に、公共施設とインフラ資産を合わせた公共施設等の更新等費用の総額は、約3,280億円と推計され、1年あたりでは約109億円となり、投資的経費実績額の約18億円に比べて約6.1倍となります。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）に建設工事費デフレーターを踏まえた数値により試算  
 ※投資的経費実績額：令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの投資的経費実績額の5年平均

図 2-8 公共施設等の将来の更新等費用の推計（令和6年度（2024年度）時点）

#### ④公共施設等における長寿命化等対策を反映した場合の見込み

令和8年度（2026年度）以降の10年間で、耐用年数経過時に単純更新した場合は10年間で約1,360億円が必要ですが、第3章「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」、第4章「施設類型ごとの管理に関する基本方針」及び各個別施設計画に基づく公共施設等のマネジメントを実施した場合、10年間で約622億円となり、約738億円の効果額が見込まれます。

表 2-4 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み  
【対象期間：令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）まで】

（単位：百万円）

		維持管理 (①)	更新等 (②)	合計(③) (①+②)	財源 見込み	耐用年数経過時 に単純更新した場合 ④	長寿命化対策等 の効果額(削減額) (④-③)	現在要して いる経費 (過去5年平均)
普通会計	公共建築物(a)	20,771	23,193	43,964	地方債、国の補助 金の活用	61,342	17,378	624
	インフラ施設(b)	2,650	0	2,650		25,237	22,587	200
	計(a + b)	23,421	23,193	46,614		86,579	39,965	824
公営企業 会計	インフラ施設(c)	4,010	11,554	15,564	地方債、国の補助金の 活用、補填財源	49,388	33,824	977
公共建築物合計(a)		20,771	23,193	43,964		61,342	17,378	624
インフラ施設合計(b + c)		6,660	11,554	18,214		74,625	56,411	1,177
総合計		27,431	34,747	62,178		135,967	73,789	1,801

※「公共施設マネジメント計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」、「幹線道路舗装修繕計画」、「水道事業経営戦略」、「水道施設更新整備計画」及び「公共下水道事業経営戦略」などの試算に基づくもの

※公共建築物：市が所有する公共施設のうち、インフラ施設を除いたもの

※インフラ施設：道路、橋りょう、上水道、下水道

※普通会計における「維持管理(①)」は、主に大規模改修に要する経費の試算額を指す。また、「更新等(②)」は建替えや解体に要する経費の試算額を指す。また、公共建築物(a)の数値は、「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)に建設工事費デフレーターを踏まえた数値により試算したもの

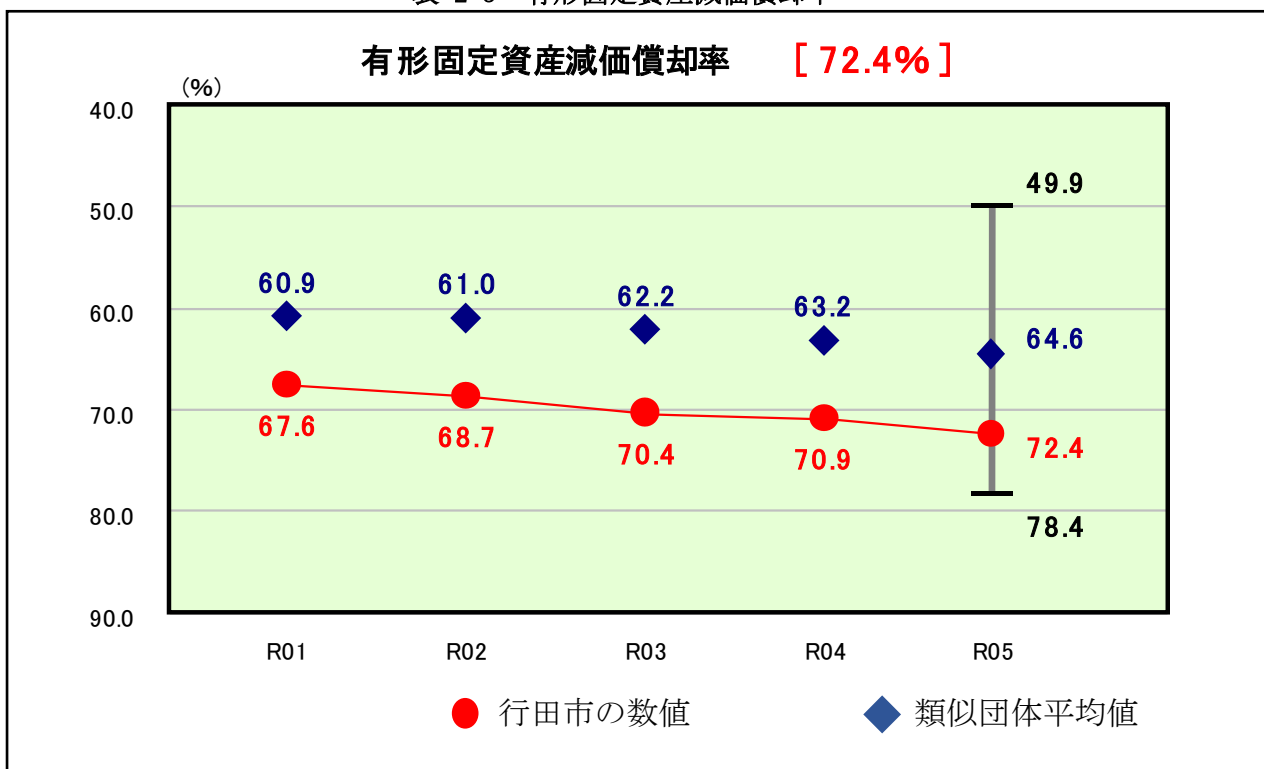
※公営企業会計の「更新②」は、普通会計における「維持管理①」を含む工事費の試算額

#### (4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公会計の財務諸表を用いた公共施設等の取得からの経過割合を表したもので、類似団体との比較に利用する参考指標です。

本市の令和5年度（2023年度）の有形固定資産減価償却率は72.4%で、類似団体平均値（64.6%）（最大78.4%、最小49.9%）、全国平均値（64.8%）及び埼玉県平均値（66.2%）よりも高い水準で推移しています。これは、市の有形固定資産の老朽化が進行していることを意味します。このことから、引き続き、公共施設の適切な管理及び施設の再編が重要であることがわかります。

表 2-5 有形固定資産減価償却率



※出典 「令和5年度 財政状況資料集」より

※類似団体:財政状況資料集において人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものであり、本市と同じグループに属する団体（市町村類型 R01~R05 II-2）

## 3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 3.1. 現状や課題に関する基本認識

前項までで整理してきました公共施設等の現況・将来の見通しにより、本市が抱えている公共施設等の課題とその基本認識を以下にまとめます。

#### 人口減少、少子高齢化への対応

本市は、昭和 30 年代から住宅地の開発等により、一貫して人口は増加傾向にありましたが、平成 12 年（2000 年）をピークに減少に転じ、今後も人口減少が続く見通しとなっています。

また、年少人口、生産年齢人口の占める割合の減少、高齢人口の占める割合の増加が進行し、今後は、さらに人口構造が変わる見通しとなっています。

こうした状況を踏まえ、市民ニーズ等を的確に把握し、時代の変化に対応した公共サービスを提供していくとともに、必要な公共施設等の規模を適切に判断していく必要があります。

#### 厳しい財政状況への対応

本市の財政は、非常に厳しい状況が続いていますが、今後は税収の伸びが期待できない中、公共施設等の更新等費用の増大、義務的経費の増加が想定され、更に厳しくなるものと想定されます。

今後の厳しい財政状況を見据え、公共施設等の維持管理・運営にかかる費用の抑制などを検討していく必要があります。

#### 公共施設等の老朽化への対応

本市の公共施設は、建築後 30 年を経過した施設が多く、それらを全て維持していくためには、多額の費用が必要になります。また、施設の中には、老朽化が進行し改修が必要な施設もあることから、更新等費用はさらに増大する見通しです。

今後も適切な公共サービスを継続していくため、適正な施設の総量、規模、配置を検討する必要があります。

また、老朽化した公共施設等は、計画的な改修、更新などを行うことにより、公共施設等の安全性確保に向けた取組が必要です。

### 3.2. 公共施設等の今後の取組目標

これらの課題に対応するため、提供する公共サービスの優先順位づけや市民ニーズに見合った施設規模の検証等を行うことで、公共施設等の更新等費用の縮減を図り、真に必要とされる公共サービスを維持・確保していくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では、以下の目標に基づき未来を見据え、公共施設等の全体最適化を図り、「安全・安心で市民ニーズに対応した持続可能な施設」の提供を目指します。

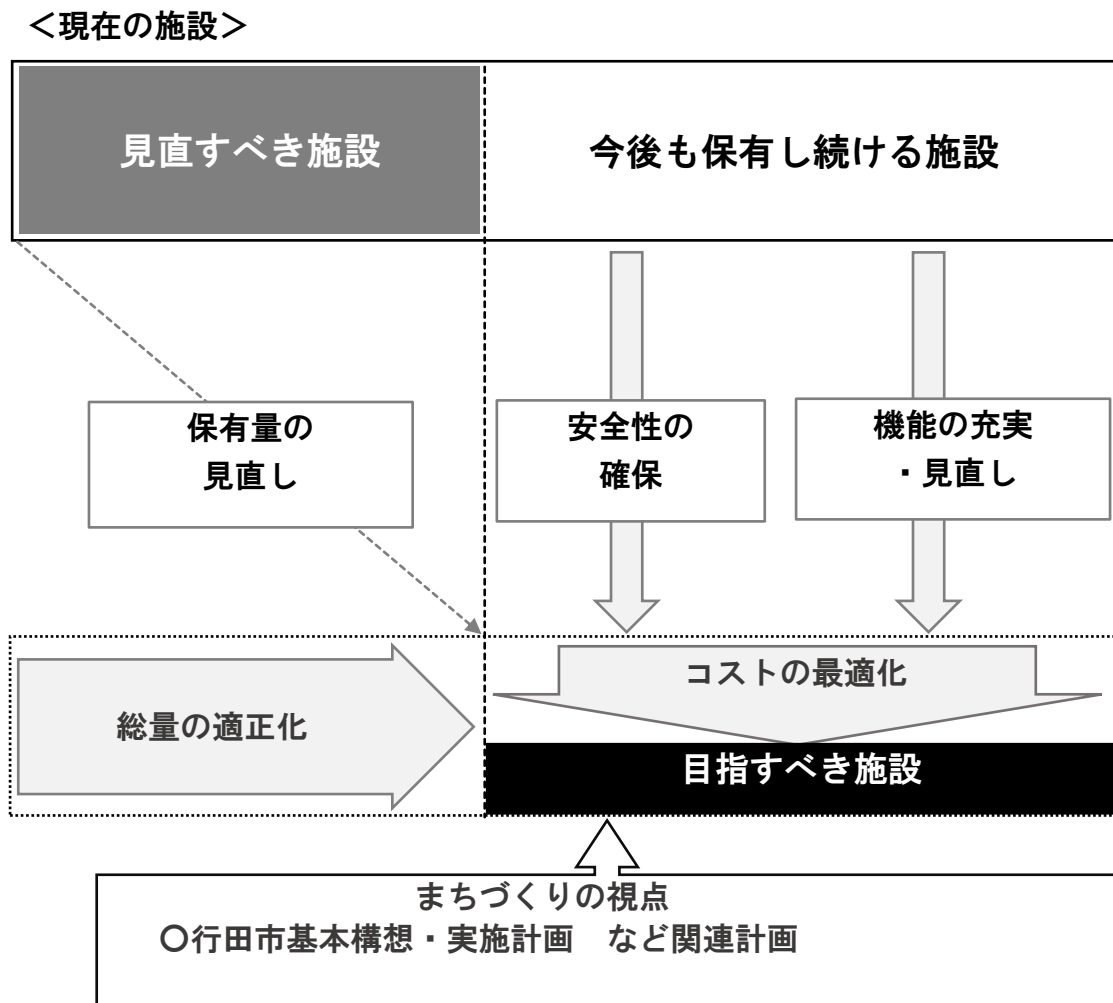


図 3-1 施設を目指すべき姿

## ＜公共施設＞

□人口減少や利用状況などの動向を踏まえ、公共施設の統合、集約化・複合化、廃止などにより、総量の適正化を図り、費用を抑制していきます。

## 【公共施設の総量の適正化に向けて】

残りの計画期間の30年間で公共施設に要する更新等費用は、総額約1,423億円(年平均約47億円)と試算されました。

一方、直近5年間の投資的経費実績額は年平均約6億円であり、年平均約47億円の更新等費用を支出することは難しい状況にあります。また、この決算値(年平均約6億円)からこのままの状況が続くという条件で単純計算すると、本市は金額ベースで約13%※しか公共施設に要する更新等費用が賄えない状況にあることがわかります。

※現状がこのまま続くと仮定した場合  
更新等費用が賄えるのは全体の約13%  
約6億円(決算値年平均) ÷ 約47億円(30年平均値) ≒ 0.13

また、人口減少や少子高齢化などによって人口構造が変わるなかで、公共施設に対する市民ニーズ等を的確に把握し、限られた財源の中で真に必要とされる公共施設を維持していくためには、公共施設の総量の適正化へ向けた一定の削減が必要となります。

このような中において、本市では、平成31年(2019年)3月に本計画で示す基本方針を前提として、市民のニーズ等を踏まえながら個別施設の具体的な対策をまとめた「行田市公共施設マネジメント計画」を策定し、公共施設の総量の適正化に向けた進捗管理を行っています(令和8年(2026年)3月改訂)。

同計画に沿った総量の適正化を進めることで、計画期間の40年間で延床面積を約30.2%削減できるものと見込んでいます。

引き続き、同計画で定めた具体的な対策の実現を推進するとともに、一定の時期に進捗状況を踏まえて同計画の見直しを行い、本市の実情にあった公共施設の総量の適正化を推進します。

本計画における公共施設の総量の目標値



「行田市公共施設マネジメント計画」における延床面積削減率  
【計画期間40年間で約30.2%削減】

### <インフラ資産>

- インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、基本的に現時点では総量の縮減が困難なため、計画的な保全や改修へと転換し、維持更新費用の縮減を図り、持続可能な施設保有を目指します。

## 目標2

### より効率的な維持管理を目指します

#### <公共施設>

- 今後も保有し続ける施設については、民間の活力や運営の工夫等を積極的に取り入れ、コストの最適化を図り、より効率的な維持管理を行っていきます。

### <インフラ資産>

- 予防保全型の維持管理への転換により、施設の長寿命化を推進するとともに、中長期的な視点による計画的・戦略的な維持管理に努め、更新等費用の抑制・平準化を図ります。

## 目標3

### 安全で安心な公共施設等の提供を目指します

#### <公共施設>

- 今後も保有し続ける施設については、予防保全型の維持管理への転換により、安全性を確保していきます。

### <インフラ資産>

- 災害時にも必要な機能を確保できるよう計画的に整備・更新を進め、市民生活の安全性及び利便性の確保を図ります。

## 目標4

### 新たなニーズに対応した市民サービスの提供を目指します

#### <公共施設>

- 今後も安定した公共サービスを提供し続けていくため、市民や地域のニーズの変化に対応し、まちづくりの視点を踏まえ、施設の機能の充実・見直しを図ります。
- 新たなニーズに対しては、集約化・複合化などにより、機能の充実・見直しを行っていきます。

### <インフラ資産>

- 変化するニーズを的確に把握し、新たなニーズへの対応や機能の強化を効率的に行います。

### 3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針

##### 【公共施設】

- 建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、施設管理者による日常点検・診断等を導入し、安全性を確保し続けます。
- 点検・診断の基本的な事項については、統一的な基準を設けることにより、効率的な点検・診断を実施します。
- 公共施設の点検・診断マニュアルの整備や職員へのメンテナンス講習等を行い、点検・診断を適切に行える体制の構築に努めます。
- 点検・診断の結果、劣化状況などから危険性が認められた施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。
- 危険性が認められた施設で、現在、供用廃止となっている公共施設、今後利用する見込みのない施設については、民間への売却や「公共施設等適正管理推進事業債」の活用等により、速やかな除却に努めます。

##### 【インフラ資産】

- 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、適切な点検・診断を実施し、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいきます。

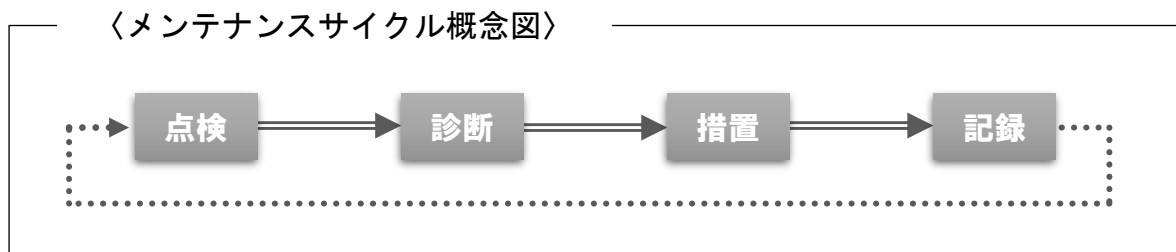


図 3-2 メンテナンスサイクル概念図

## (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

### 【公共施設】

- 新規整備を行う場合は、市全体の長期的なまちづくりに関係する各種計画との整合を図るとともに、柔軟な利活用が可能となる整備に努めます。
- 対処療法である「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う「予防保全」に転換し、予防保全型の維持管理へ順次移行することを基本に、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
- 民間のノウハウの活用により安価で質の高い公共サービスの提供が期待できる施設の更新については、指定管理者制度<sup>※1</sup>やPFI<sup>※2</sup>などPPP/PFI手法の積極的な導入を図ります。
- 今後も広域行政による施設の相互利用や設置等を検討していくとともに、維持管理の担い手としての市民等との協働を推進していきます。
- 新たな市民ニーズ等に対応した更新等費用を縮減するため、スケルトンインフィル工法<sup>※3</sup>を取り入れて転用のしやすい構造を検討します。

※1：公の施設の管理・運営を、自治体の指定した法人その他の団体に行わせる制度。

※2：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

※3：建物の躯体（スケルトン）と、内装や設備（インフィル）とを分離する工法。当該工法を取り入れることで、躯体に比べ寿命の短い内装や設備のみを適時に更新していき、結果的に躯体を長く使うことが期待される。

### 【インフラ資産】

- 人口構造の変化等に対応し、機能を持続可能な水準で維持するため、新設及び維持保全をバランスよく実施していきます。

## (3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

### 【公共施設】

- 「行田市建築物耐震改修促進計画（令和8年度～令和12年度）」が対象とする公共施設の耐震化は完了していますが、引き続き、同計画の方針と整合を図るものとします。
- 予防保全の観点から、点検や診断の結果に基づき計画的に改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化に努めます。
- これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。
- 今後新たに策定する長寿命化計画については、本計画における方針と整合を図るものとします。

## 【インフラ資産】

- 利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要であるため、各施設  
の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進します。
- 今後新たに策定する各施設の個別計画については、本計画における方針と整合を図り  
ます。

## (4) 統合や廃止の推進方針

### 【公共施設】

- 利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件などにより施設評価を実施するととも  
に、市民意向やまちづくりの視点も踏まえながら施設機能の移転や統合、廃止を含め  
た施設の再編を検討します。
- 施設の廃止により生じる跡地は、売却処分等により、将来的に維持していく施設の維  
持管理・整備の財源としての活用を図ります。
- 民間施設などと類似サービスを有する公共施設については、民間施設などの活用を検  
討します。

方法	内容	イメージ
集約化	ニーズや利用状況等を踏まえ、 同一用途の複数施設をより少 ない施設規模や数に集約	
複合化	施設の利用状況や需要見通し を踏まえ、余剰・余裕スペース について、周辺の異種用途施設 と複合	
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏 まえ、周辺の民間施設を活用	
類似機能の統合	設置目的は異なるものの、機能 が似通っている複数施設につ いて統合	
実施主体や管理 運営主体の変更	施設規模や運営形態などを踏 まえ、事業の実施主体や管理運 営主体を民間や住民団体等へ 変更	
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置 状況等を踏まえ、施設の広域利 用を図る	

図 3-3 公共施設の再編のパターン

## 【インフラ資産】

- 今後の社会・経済情勢の変化や市民のニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

## （５）ユニバーサルデザイン化の推進方針

### 【公共施設】【インフラ資産】

- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方及び「行田市ユニバーサルデザイン指針」を踏まえ、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

## （６）脱炭素化の推進方針

### 【公共施設】【インフラ資産】

- 「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）及び「行田市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素化に向けた取組みとして、公共施設等における再生可能エネルギーや省エネルギーに関する施設整備・設備導入を推進します。
- 公共施設の照明を効率的に LED 化することを定めた「行田市公共施設照明 LED 化基本計画」（令和 7 年 4 月改訂）に基づき、施設照明の LED 化を推進します。

## （７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ①職員の意識啓発

- 市が抱えている公共施設等に関する課題の解決には、職員一人ひとりが意義を理解し、日々工夫して取り組む必要があるため、全職員を対象とした研修の実施により、庁内の意識啓発に努めます。

### ②情報共有

- 公共施設等の課題解決方法を考える事は、今後のまちづくりのあり方を考える事です。そのため、市民や議会への情報提供と意見聴取を行い、協働して進めます。また、本計画の進捗状況等については、ホームページ等で公表します。

## 4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 4.1. 公共施設

#### (1) 市民文化系施設

分類	施設
集会施設	<b>【公民館等】</b> 忍・行田公民館、持田公民館、佐間公民館、星河公民館、長野公民館、荒木公民館、須加公民館、北河原公民館、埼玉公民館、星宮公民館、太井公民館、下忍公民館、太田公民館、桜ヶ丘公民館、南河原公民館、地域文化センター <b>【コミュニティセンター等】</b> コミュニティセンターみずしろ、コミュニティセンターみずしろ分館、コミュニティセンター南河原、男女共同参画推進センター
人権施設	小見集会所、須加集会所、片原集会所、下須戸集会所、南河原隣保館、地域交流センター
文化施設	産業文化会館、教育文化センター

※マネジメント計画策定時（平成 30 年度（2018 年度））に、「集会施設」に属する各施設の設置目的を踏まえて、「集会施設」と「人権施設」に分割した。

※本計画策定後に除却等した施設：六反集会所除却（令和元年度（2019 年度））

#### ①現況・課題

##### <集会施設>

##### 【公民館等】

- 公民館は、全て市が直営する施設です。
- ほとんどの施設が建築後 40 年以上経過しており、一部の施設では大規模改修が実施されています。それ以外の施設については、大規模改修時期にさしかかっています。
- ほとんどの公民館に図書室が設置されていますが、図書室としての使用は少なく、会議室の代替として使用されています。
- 利用者は、特定のクラブや自治会関係が大半を占めており、貸室等の稼働率は地域による差が生じています。
- 今後は、高齢化の進行により公民館の必要性は高まることが想定されますが、地域の人口動向により、利用状況の地域間の差は一層顕著になると予想されます。

##### 【コミュニティセンター等】

- 全て市の直営施設です。
- ほとんどの施設で老朽化が進行しており、今後も効果的な修繕等を行っていく必要があります。
- 時期や時間帯等により利用状況が異なりますが、幅広い年齢層に活用されており、今後も一定数の利用が見込まれます。

### <人権施設>

- ほとんどの施設で老朽化が進行しており、今後も効果的な修繕等を行っていく必要があります。
- 利用状況は、一部の施設では少子高齢化の進行等により減少傾向にあり、利用者数の維持が困難になっていくことが懸念されます。

### <文化施設>

- 「教育文化センター」は、「文化ホール」、「中央公民館」、「図書館」及び「視聴覚ライブラリー」からなる複合施設です。また、新耐震基準の建物であり、比較的新しい施設です。
- 「産業文化会館」は、指定管理者制度導入施設であり、市民活動団体や民間企業などに広く活用されており、今後も一定数の利用が見込まれます。

## ②基本的な方針

### <集会施設>

#### 【公民館等】

- 市民ニーズや利用状況等を踏まえ、施設の更新時には規模の縮小などを検討するとともに、他の施設との複合化について検討します。
- 老朽化が進行している施設については、施設の状態などを踏まえ、計画的な改修を図ります。

#### 【コミュニティセンター等】

- 「コミュニティセンターみずしろ」は、効率的な行政サービスの提供を図るため、産業文化会館の更新にあわせて機能の移転（複合化）を検討します。
- 「コミュニティセンターみずしろ分館」は、産業文化会館の更新にあわせて、コミュニティセンターみずしろとの機能の集約化を検討します。
- 比較的新しい施設については、施設の長寿命化を検討し、施設の長期利用を図ります。

### <人権施設>

- 地域活動の中核を担う施設であることから、今後も地域要望を踏まえながら計画的な改修・更新を検討します。
- 利用の促進を図っていくとともに、適切な維持管理に努め、効率的な施設運営を目指します。

### <文化施設>

- 「教育文化センター」は、計画的な改修の推進により施設の長寿命化を図り、施設を維持します。
- 「産業文化会館」は、建物・設備が老朽化していることから、必要な機能を検討した上で施設の複合化を検討します。

## (2) 社会教育系施設

分類	施設
図書館	図書館
郷土博物館	郷土博物館
文化財収蔵施設	埋蔵文化財センター、南河原石塔婆覆屋

※マネジメント計画策定時（平成 30 年度（2018 年度））に、「博物館等」に属する各施設の設置目的を踏まえて、「郷土博物館」と「文化財収蔵施設」に分類した。

### ① 現況・課題

#### <図書館>

- 「図書館」は、幅広い分野の資料や情報を収集・提供する機能を有した市内唯一の施設です。
- 所蔵資料を適切に分類・配架し、スペースを有効に活用しています。
- 新耐震基準の建物であり、比較的新しい施設です。
- 複合施設であるため、維持管理は「教育文化センター」と一括で行っています。

#### <郷土博物館>

- 「郷土博物館」は、市の古代から現代までの歴史に関する資料を収集・保存し、展示などで公開する機能を有した市内唯一の施設です。

#### <文化財収蔵施設>

- 「埋蔵文化財センター」は、県指定考古資料「大日種子板石塔婆」の保存・展示、埋蔵文化財等の整理作業場、文化財関係資料保管場所として活用されている施設であり、発掘作業の増加に伴い、保管量も多くなっています。

### ② 基本的な方針

#### <図書館>

- 今後も一定数の利用が見込める施設のため、施設の長寿命化を検討し、施設の長期利用を図ります。

#### <郷土博物館>

- 「郷土博物館」は、施設の機能を代替できる施設がないことから、今後も市の歴史に関する資料の収集や保存、調査・研究に努め、その成果を展示や教育普及事業により広く市民に還元していくため、施設の長寿命化を検討し、施設の長期利用を図ります。

#### <文化財収蔵施設>

- 「埋蔵文化財センター」は、今後の発掘作業及び保管量の増加に伴い、保管場所の不足が見込まれることから、「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画」の進捗に伴い空き施設への移転を検討します。

### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

分類	施設
スポーツ施設	総合公園（庭球場・野球場・弓道場） 市民プール、総合体育館、門井球場
レクリエーション施設・観光施設	JR 行田駅前観光案内所、忍城バスターミナル観光案内所、忍城址、古代蓮の里、はにわの館

※マネジメント計画策定時（平成 30 年度（2018 年度））に「総合公園」内にある各施設の機能を踏まえて、「スポーツ施設」及び「公園」にそれぞれ計上した。また、「JR 行田駅前観光案内所」、「忍城址」及び「古代蓮の里」を各施設の機能を踏まえて、「レクリエーション施設・観光施設」へ分類を変更した。

※本計画策定後に整備した施設：忍城バスターミナル観光案内所（平成 28 年度（2016 年度））

#### ①現況・課題

##### <スポーツ施設>

- スポーツ施設は、全て指定管理者制度導入施設です。
- 「市民プール」は建築後 50 年以上経過しており、建物全体（配管の老朽化等）の経年劣化が顕著となっています。
- 「総合体育館」は、建築後 30 年以上経過しており、館内の設備機器等に不具合が生じている箇所がみられます。

##### <レクリエーション施設・観光施設>

- 「古代蓮の里」及び「はにわの館」は、指定管理者制度導入施設です。
- 「はにわの館」は、建築後 30 年以上経過しており、今後は施設・設備の劣化に伴う維持管理費用の増加が懸念されます。
- 「JR 行田駅前観光案内所」は、外壁塗装部分のひびや屋内壁紙の剥がれ等の経年劣化が見受けられますが、施設の維持に支障を来す不具合は生じていません。
- 「忍城バスターミナル観光案内所」は、建築後間もないことから、施設の維持に支障を来す不具合は生じていません。

#### ②基本的な方針

##### <スポーツ施設>

- 老朽化が進行している施設については、施設の状態などを踏まえ、計画的な改修を図ります。
- 施設の利用状況及び老朽化の状況、並びに周辺環境も考慮のうえ、施設のあり方について検討します。

##### <レクリエーション施設・観光施設>

- 定期的な点検等の実施により、利用者の安全性の確保に努めるとともに、計画的な改修の実施により施設の長寿命化を図ります。

#### (4) 産業系施設

分類	施設
産業系施設	商工センター

※マネジメント計画策定時（平成 30 年度（2018 年度））に、「観光案内所」の機能を踏まえて、「産業系施設」から「レクリエーション施設・観光施設」へ分類を変更した。

##### ①現状・課題

###### <産業系施設>

- 「商工センター」は、建築後 40 年以上経過していますが、平成 24 年（2012 年）に大規模改修を実施しています。
- 「商工センター」は指定避難所に指定されています。

##### ②基本的な方針

###### <産業系施設>

- 「商工センター」は、指定管理者制度導入施設であり、引き続き指定管理者による利用者へのサービス向上を図ります。

## (5) 学校教育系施設

分類	施設
学校	<b>【小学校】</b> 東小学校、西小学校、南小学校、北小学校、埼玉小学校、下忍小学校、泉小学校、桜ヶ丘小学校、南河原小学校、忍小学校、見沼小学校、太田小学校 <b>【中学校】</b> 忍中学校、行田中学校、長野中学校、見沼中学校、埼玉中学校、太田中学校、西中学校、南河原中学校
その他教育施設	学校給食センター、教育支援センター、教育支援センター下忍分室

※中央小学校、星宮小学校、荒木小学校、須加小学校及び北河原小学校は、令和4年（2022年）3月をもって閉校

※中央小学校は、令和4年（2022年）4月より星宮小学校との再編により「忍小学校」として活用

※荒木小学校は、令和4年（2022年）4月より須加小学校との再編により「見沼小学校」として活用

※太田西小学校及び太田東小学校は、令和5年（2023年）3月をもって閉校

※太田西小学校は、令和5年（2023年）4月より太田東小学校との再編により「太田小学校」として活用

※教育研修センター下忍分室は、令和4年（2022年）4月より「教育支援センター下忍分室」へ名称変更

※旧星宮小学校は、令和6年（2024年）1月より「教育支援センター」として活用

### ①現況・課題

#### <学校>

##### 【小学校・中学校】

- 全ての施設が建築後30年以上経過しており、非構造部材の耐震化及び大規模改修を進めています。
- 少子化の進行による児童数、生徒数の減少に伴い、複式学級の発生が見込まれる学校もあります。

#### <その他教育施設>

- 「教育支援センター」は令和4年3月をもって閉校となった「旧星宮小学校」の2階に、「教育支援センター下忍分室」を統合し、「教育文化センター」から移転しました。建築後40年以上が経過していますが、支援が必要な児童・生徒のための施設として活用しています。
- 「学校給食センター」は建築後30年以上経過しており、配管など設備面での老朽化が懸念されます。

### ②基本的な方針

#### <学校>

- より良い教育環境と質の高い教育の実現を目指して、「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画」に基づき、小学校12校及び中学校8校を義務教育学校3校としていきます。
- 「行田市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施し、児童・生徒の教育環境の維持・向上を目指します。

#### <その他教育施設>

- 「教育支援センター」は、不登校や発達障害など、学校や家庭からの相談が増加し

- ていることから、適切な維持管理を務めつつ、除却後も機能を維持していきます。
- 「学校給食センター」については、定期的な点検や計画的な修繕や改修の実施により適切な維持管理に努めます。

## (6) 子育て支援施設

分類	施設
幼稚園・保育園・認定こども園	持田保育園、長野保育園、南河原保育園
幼児・児童施設	<p>【学童保育室】</p> <p>忍第一学童保育室、忍第二学童保育室、西第一学童保育室、西第二学童保育室、東第一学童保育室、東第二学童保育室、北第一学童保育室、北第二学童保育室、さくら第一学童保育室、南第一学童保育室、南第二学童保育室、太田学童保育室、泉太井学童保育室、埼玉第一学童保育室、南河原学童保育室、下忍学童保育室、見沼学童保育室</p> <p>【幼児・児童施設】</p> <p>児童センター、つどいの広場みなみかわら</p>

※本計画策定後に整備した施設：みずしろ学童保育室（平成 27 年度（2015 年度））、北第一学童保育室（平成 28 年度（2016 年度））、南第一学童保育室（平成 28 年度（2016 年度））、東第一学童保育室（平成 29 年度（2017 年度））、西第二学童保育室（令和元年度（2019 年度））、北第二学童保育室（令和 2 年度（2020 年度））

- ※「南第二学童保育室」は、南学童保育室が名称変更したもの
- ※「東第二学童保育室」は、東学童保育室が名称変更したもの
- ※「西第一学童保育室」は、西学童保育室が名称変更したもの
- ※「さくら第一学童保育室」は、さくら学童保育室が名称変更したもの
- ※「忍第一学童保育室」は、みずしろ学童保育室が場所を忍小学校内に移し名称変更したもの
- ※「忍第二学童保育室」は、中央学童保育室が名称変更したもの
- ※「埼玉第一学童保育室」は、埼玉学童保育室が名称変更したもの
- ※「太田学童保育室」は、太田西学童保育室が名称変更したもの
- ※「見沼学童保育室」は、荒木学童保育室が名称変更したもの

### ①現況・課題

#### <幼稚園・保育園・認定こども園>

- 公立保育園は、市内に 3 施設あり、いずれも建築後 40 年以上経過していることから、外壁や屋根などの老朽化が進行しています。
- いずれの施設も、運営形態は市の直営施設です。
- 施設によって差はあるものの、園児数は減少傾向にあります。

#### <幼児・児童施設>

##### 【学童保育室】

- 学童保育室は、平成 26 年度（2014 年度）末時点で市内に 12 施設ありましたが、学童保育室の利用希望者の増加に対応するため、令和 6 年度（2024 年度）末までに児童センターや小学校施設内に新たに 8 施設整備しています。
- 小学校と併設されている 10 施設以外は単独施設です。
- 単独施設の半分以上は建築後 20 年未満となっていますが、10 年以上経過している施設については、老朽化が進んでおり施設・設備の老朽化への対応が必要となっています。

### 【幼児・児童施設】

- その他の幼児・児童施設は、「児童センター」、「つどいの広場みなみかわら」があり、いずれの施設も運営形態は市の直営施設です。
- 「児童センター」は、「コミュニティセンターみずしろ」との複合施設となっており、平成 26 年度（2014 年度）に耐震改修を実施しました。

## ①基本的な方針

### <幼稚園・保育園・認定こども園>

- 老朽化が著しい施設については、計画的な修繕や大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- 民間保育園及び幼稚園の認定こども園への移行に対する意向や、保育の需要量などを見据えたうえで、公立保育園のあり方について検討していく必要があります。

### <幼児・児童施設>

#### 【学童保育室】

- 定期的な点検や計画的な修繕や改修の実施により適切な維持管理に努めます。

#### 【幼児・児童施設】

- 地域の子育て支援拠点として、定期的な点検や計画的な修繕や改修の実施により適切な維持管理に努めます。

## (7) 保健・福祉施設

分類	施設
高齢者福祉施設	老人福祉センター大堰永寿荘、老人福祉センター南河原荘
保健施設	保健センター
その他社会福祉施設	総合福祉会館

### ①現況・課題

#### <高齢者福祉施設>

- 高齢者福祉施設は、「老人福祉センター大堰永寿荘」及び「老人福祉センター南河原荘」の2施設があり、高齢者の健康増進及び憩いの場として活用されており、いずれの施設も指定管理者制度導入施設です。
- いずれの施設も旧耐震基準に基づき建築された施設ですが、耐震診断の結果、施設本体は耐震性能を有していることが確認されています。
- 建築後45年以上経過していることから、施設の老朽化が著しい状態となっています。

#### <保健施設>

- 保健施設は、「保健センター」の1施設であり、市の直営施設です。現在は、こども家庭センターが業務を行っています。
- 建築後45年以上経過しており、平成26年度（2014年度）に耐震補強及び改修工事を実施していますが、設備面の老朽化が著しい状態となっています。

#### <その他社会福祉施設>

- その他社会福祉施設は、「総合福祉会館」の1施設であり、指定管理者制度導入施設です。
- 建築後27年以上経過しており、設備面の老朽化が著しい状態となっています。

## ②基本的な方針

### <高齢者福祉施設>

□施設の老朽化度や利用状況等を踏まえ、施設のあり方を総合的に検討します。

### <保健施設>

□子育て包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を有する施設です。定期的な点検や計画的な修繕の実施により適切な維持管理に努めます。

### <その他社会福祉施設>

□定期的な点検や計画的な修繕や改修の実施により適切な維持管理に努めます。

## (8) 行政系施設

分類	施設
庁舎等	市役所、支所、環境課事務所
消防施設	消防署本署、消防署西分署、消防署北分署、消防署南分署、西部警備隊、北部警備隊、南部警備隊、東部警備隊、甲斐姫分団、中央警備隊、機動第1分団、機動第2分団、中央第1分団、中央第2分団、団本部指揮班及び中央第3分団、西部第4分団、西部第5分団、南部第6分団、南部第7分団、北部第8分団、北部第9分団、北部第10分団、東部第11分団、北部第12分団、消防団倉庫（旧南河原村消防団第5分団詰所）
その他行政系施設	庁用バス車庫（緑町）、緑町倉庫

※マネジメント計画策定時（平成30年度（2018年度））に、「庁用バス車庫（緑町）」の機能を踏まえて、「庁舎等」から「その他行政系施設」へ分類を変更した。

※「甲斐姫分団」は、団本部第1警備隊が名称変更したもの

※「中央警備隊」は、団本部第2警備隊が名称変更したもの

### ①現況・課題

#### <庁舎等>

- 「市役所」は、建築後50年以上が経過しており、平成23年（2011年度）に耐震改修を実施しています。
- 「支所」は建築後40年以上経過しており、老朽化が進行しているうえ、空室もみられることから、施設の有効活用を図っていく必要があります。
- 「環境課事務所」は、建築後40年以上経過しており、老朽化が進行しています。効果的な修繕等を行い、施設をより良い状態に保つ必要があります。

#### <消防施設>

- 消防施設には、消防署本署、分署のほか、分団、警備隊、倉庫などがあり、建築後40年以上経過し、老朽化が進行している施設もみられます。

#### <その他行政系施設>

- その他行政系施設は、いずれの施設も佐間地区内にあり、「庁用バス車庫」については、平成28年度（2016年度）末に市バスを廃止して以降、倉庫として活用しています。

## ②基本的な方針

### <庁舎等>

- 「市役所」については、行政サービスの中核を担う拠点として、優先的に更新を検討するとともに、効率的な行政サービスの提供のため、集約化を検討します。
- 「支所」については、支所の機能を社会情勢等にあわせて検討するとともに、周辺の施設の他の機能との複合化も検討します。
- 「環境課事務所」については、市役所の更新にあわせて事務所の機能を移転し、施設は倉庫等への転用を図り、除却を検討します。

### <消防施設>

- 消防施設については、災害の際の復旧活動等の拠点施設であることから、今後とも地域間のバランス等に配慮しながら、適正な施設配置を検討します。

### <その他行政系施設>

- 「庁用バス車庫（緑町）」及び「緑町倉庫」は、引き続き倉庫として活用していきます。

## (9) 公営住宅

分類	施設
公営住宅	荒井住宅、旭町住宅、佐間住宅、斎条住宅、小橋住宅、竹の花住宅、中斉住宅、荒木住宅、勝呂住宅、東住宅、新屋敷住宅、町住宅、曲目第一住宅、曲目第二住宅、諏訪宮住宅、向町特設住宅

※未耐震化の公共住宅：荒井住宅、東住宅、町住宅、曲目第一住宅、曲目第二住宅、諏訪宮住宅、向町特設住宅

※本計画策定後に除却等した施設：小見住宅除却（令和元年度（2019年度））、北部住宅除却（令和6年度（2024年度））

### ①現況・課題

#### <公営住宅>

- 公営住宅は16施設ありますが、老朽化が進行しており、耐用年数を経過している建物が多くあります。
- 公営住宅の多くは鉄筋コンクリート造の建物ですが、一部の建物は木造となっています。
- 未耐震化の公共住宅については、現入居者が退去し次第、解体する予定であることから耐震化を行っていません。
- 現在、一部空き家がある住宅もみられますが、十分に活用されています。
- 運営形態は、埼玉県住宅供給公社による管理代行となっています。

### ②基本的な方針

#### <公営住宅>

- 老朽化や耐震性に不安のある住宅については、「行田市営住宅個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき、建替えや用途廃止、改修・修繕等を実施します。

## (10) 公園

分類	施設
公園	総合公園、富士見公園、富士見児童交通公園、水城公園、二子山公園、天神公園、鶴土井公園、見沼元塚公園、武蔵公園、城西公園、門井中央公園、棚田中央公園、棚田砂原公園、深水公園、清水町公園、中斉公園、長野中央公園、上式公園、堀の内公園、つきみちした公園、つるまき公園、砂畑公園、字前公園、太子公園、中央児童公園、田幡公園、馬見塚公園、八坂公園、八幡山公園

※公園は、建築物を有する公園を対象としている。

※マネジメント計画策定時（平成 30 年度（2018 年度））に、「忍城址」及び「古代蓮の里」の機能を踏まえて、「公園」から「レクリエーション施設・観光施設」へ分類を変更した。また、「総合公園」内にある各施設の機能を踏まえて、「公園」及び「スポーツ施設」にそれぞれ計上している。

### ①現況・課題

#### <公園>

- 公園は、概ね市の直営施設ですが、「総合公園」など一部の公園は指定管理者制度導入施設です。
- 管理事務所等建築後 30 年以上経過し、老朽化が進行している施設もみられます。

### ②基本的な方針

#### <公園>

- 関連計画等に基づき、計画的な整備を図ります。
- 遊具、トイレ等については、「行田市公園施設長寿命化計画」に基づき、更新や修繕等を実施します。

## (11) 供給処理施設

分類	施設
供給処理施設	<b>【処理施設】</b> 環境センター、粗大ごみ処理場 <b>【組合施設】</b> 小針クリーンセンター <b>【内水排除施設】</b> 谷郷北裏排水機場、上荒井排水機場

※本計画策定後に除却等した施設：妻沼南河原環境浄化センター（熊谷市へ譲渡）（平成30年度（2018年度））

### ①現況・課題

#### <供給処理施設>

##### 【処理施設】

- 処理施設には、し尿・浄化槽汚泥の処理施設、粗大ごみ・不燃ごみの破碎処理施設があります。
- 「環境センター」は、人口減少、下水道整備区域の拡大等により搬入量は減少傾向であり、今後も減少する見込みです。
- 「粗大ごみ処理場」は、建築後40年以上を経過しており、大規模改修時期にさしかかっていますが、羽生市と共同で整備する新ごみ処理施設が完成するまで稼働する予定となっています。

##### 【組合施設】

- 「小針クリーンセンター」は、建築後40年以上を経過しており、施設の稼働期間は、構成市（行田市・鴻巣市）がそれぞれ進める新ごみ処理施設建設の進捗状況に寄ります。なお、稼働停止時期については、構成市との協議が必要となりますが、稼働停止後は解体を予定しています。

##### 【内水排除施設】

- 内水排除施設は、建築後40年を経過しており、大規模改修時期にさしかかっていることから、設備の更新や一部除却の時期を迎えています。
- 地球温暖化の影響により、予測を上回る集中豪雨が日本各地で観測されていることから、今後は更に稼働状況は頻繁になる見込みです。

## ②基本的な方針

### <供給処理施設>

#### 【処理施設】

- 「環境センター」は、今後も予防保全、計画保全を行うことにより、業務に大きな支障が生じるようなトラブルの発生を防止するとともに、財源の見通しを立てながら設備機器類の長寿命化を図ります。
- 「粗大ごみ処理場」は、新施設が完成するまで、引き続き適切な維持管理に努めます。

#### 【組合施設】

- 「小針クリーンセンター」は、新施設が完成するまで、引き続き適切な維持管理を促進します。

#### 【内水排除施設】

- 設備の更新計画を検討し、計画的な改修・更新を進めます。

## (12) その他

分類	施設
その他	旧須加小学校、旧北河原小学校、旧太田東小学校、行田市駅公衆トイレ、斎場、行田駅エレベータ・トイレ、旧南河原村社会福祉協議会、犬塚倉庫、シルバー人材センター、障害者福祉センター

※本計画策定後に除却等した施設：野合器具収納庫除却（平成 27 年度（2015 年度））、旧勤労会館除却（令和 2 年度（2020 年度））下中条水防倉庫除却令和 3 年度（2021 年度）、須加中郷水防倉庫（令和 7 年度（2025 年度））、須加船戸水防倉庫（令和 7 年度（2025 年度））、酒巻水防倉庫（令和 7 年度（2025 年度））

### ①現況・課題

#### <その他>

- 「斎場」は、施設の老朽化が進んでいたことから平成 27 年度（2015 年度）に大規模な改修工事を実施しています。また、平成 30 年度（2018 年度）から指定管理者制度を導入し、火葬炉等の運転技術者の確保と持続可能な事業実施が可能となり、将来想定される利用者数の増加にも対応可能となりました。
- 「障害者福祉センター」は、機能を廃止しています。

### ②基本的な方針

#### <その他>

- 「斎場」については、建物の長寿命化や耐震化など大規模な改修工事が行われており、今後も必要な改修工事を計画的に進めます。
- 「旧南河原村社会福祉協議会」については、引き続き有効活用を図ります。  
「旧北河原小学校」及び「旧太田東小学校」は、閉校後、民間事業者により活用されており、今後も地域の活性化に努めます。  
「旧須加小学校」は、民間事業者への貸し付けを検討します。

## 4.2. インフラ資産

### (1) 道路、橋りょう

#### ①基本的な方針

##### 【道路】

□道路については、「行田市幹線道路舗装修繕計画」に基づき、計画的な予防保全型の維持管理を推進し、適切なメンテナンスサイクルの確立を図ります。

##### 【都市計画道路】

□都市計画道路は、実施効率や整備効果等を検討しながら計画的な整備を図ります。  
また、長期にわたり未整備の都市計画道路については、社会状況の変化を踏まえながら見直しを図ります。

##### 【橋梁】

□橋長 2m以上の橋りょうは、「行田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理を実施し、長寿命化による経費の平準化、縮減を図ります。また、5年に1度の定期点検により、社会情勢や経済状況に応じた検討を行い、適宜見直しを図ります。  
□その他の橋りょうについては、引き続き道路パトロールや、市民からの通報等により、適切な維持管理を行っていきます。

### (2) 上水道、下水道

#### ①基本的な方針

□将来にわたって施設・財政両面で健全性を確保していくため、「行田市水道事業経営戦略」及び「行田市公共下水道事業経営戦略」に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を図り、持続可能な事業経営を行っていきます。  
□震災時においても市民の命や生活が守られるよう、減災対策を実施し、被害の最小化を図ります。  
□地方公営企業として、将来にわたり安定的に継続していくために、財務体質の改善・強化、民間的な経営手法を導入するなど経営基盤の強化を図り、経営の効率化を行っていきます。  
□管路を含めた上下水道施設については、点検・調査等を行い、適切な維持管理を行っていきます。

### (3) 公園

#### ①基本的な方針

□「行田市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の適切な維持管理に努めるとともに、市民と協働して管理する公園を目指し、支援体制の充実に努めます。

## 5. 推進体制

### 5.1. 全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握により、「部分最適化」を推進してきましたが、今後は、市全体における「全体最適化」の視点で、全庁的な取組体制を構築するため、専任部署及び各施設の所管部署の連携強化を図ります。

### 5.2. 情報管理・共有のあり方

一元的な情報データベースを活用し、今後は各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を集約し、庁内での情報共有を図ります。

また、管理データを庁内で共有し、施設を評価するためのシステムの導入を検討していくとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

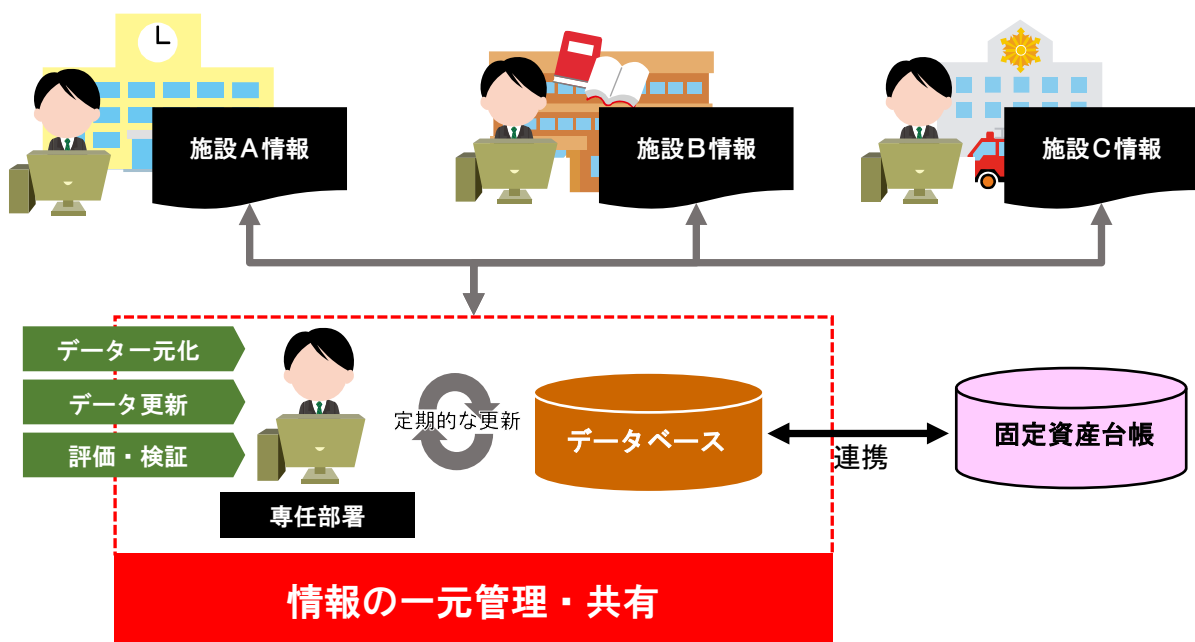


図 5-1 情報管理・共有

### 5.3. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示すPDCAサイクルを実施していくことが重要となります。

【PLAN（計画）】では上位・関連計画を踏まえ、本計画の策定を行います。

【DO（実施）】では本計画に基づき、公共施設等マネジメントを庁内横断的に実施します。

【CHECK（検証）】として、定期的に検証を行います。

【ACTION（改善）】では、公共施設等の機能の低下や利用状況などを踏まえて、費用の削減や機能の更新などを実施します。

さらに、必要に応じて「PLAN（計画）」を見直します。

進行管理の一環として、専任部署等が定期的にデータを更新することにより、継続的に施設の実態把握を可能とする効率的な仕組みを検討します。

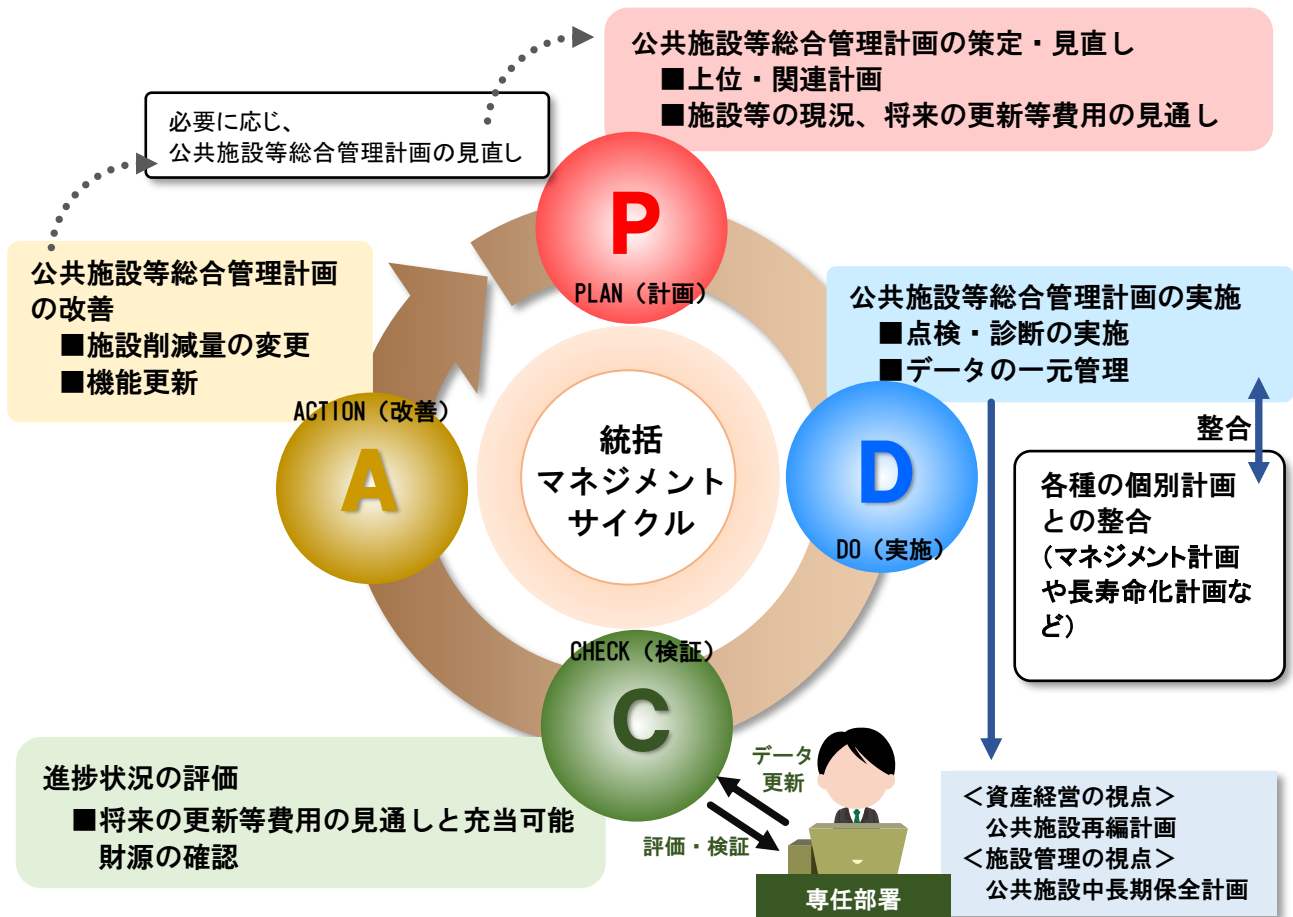


図 5-2 フォローアップの実施イメージ

## 6.資料編

### 6.1. 公共施設の将来更新等費用の試算条件

公共施設の将来更新等費用（図2-6及び図2-8）は、以下の条件に基づき試算しています。

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新し、築60年経過した年度から3か年かけて建替え、築30年が経過した年度から2か年かけて大規模改修を実施する想定で試算
- ◆令和7年度（2025年度）時点で大規模改修の実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして令和8年度（2026年度）から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」に建設工事費デフレーターを踏まえた数値を採用

表6-1 公共施設の更新費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
市民文化系施設	33万円/㎡	53万円/㎡
社会教育系施設	33万円/㎡	53万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	26万円/㎡	48万円/㎡
産業系施設	26万円/㎡	53万円/㎡
学校教育施設	22万円/㎡	44万円/㎡
子育て支援施設	22万円/㎡	44万円/㎡
保健・福祉施設	26万円/㎡	48万円/㎡
行政系施設	33万円/㎡	53万円/㎡
公営住宅	22万円/㎡	37万円/㎡
公園	22万円/㎡	44万円/㎡
供給処理施設	26万円/㎡	48万円/㎡
その他施設	26万円/㎡	48万円/㎡

出典：「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づく単価

## 6.2. インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件

インフラ試算の将来更新等費用（図2-7及び図2-8）は、以下の条件に基づき試算しています。

### （1）道路

#### ◆更新年数

- ・15年

※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする

#### ◆更新費用

- ・全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

#### ◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価に建設工事費デフレーターを踏まえた数値を採用
- ・道路（1級、2級、その他）：6,200円/m<sup>2</sup>
- ・自転車歩行者道：3,500円/m<sup>2</sup>

### （2）橋りょう

#### ◆耐用年数

- ・60年

#### ◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価に建設工事費デフレーターを踏まえた数値を採用
- ・587千円/m<sup>2</sup>

#### ◆建設年度が不明の橋りょう

- ・令和8年度（2026年度）から令和37年度（2055年度）までの30年間で処理

#### ◆耐用年数を超えている橋りょう

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：令和8年度（2026年度）から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

### （3）上水道

#### ◆耐用年数

- ・40年

#### ◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価に建設工事費デフレーターを踏まえた数値を採用

#### ◆建設年度が不明の上水道管

- ・令和8年度（2026年度）から令和37年度（2055年度）までの30年間で処理

#### ◆耐用年数を超えている上水道管

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：令和8年度（2026年度）から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

#### ◆上水処理施設

- ・建築後60年で更新（建替え）、30年で大規模改修を実施
- ・更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」に建設工事費デフレーターを踏まえた数値（48万円/m<sup>2</sup>、26万円/m<sup>2</sup>）を採用

表 6-2 上水道管の更新費用単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	131	配水管	50mm以下	127
	300～500mm未満	149		75mm以下	127
	500～1000mm未満	211		100mm以下	127
	1000～1500mm未満	452		125mm以下	127
	1500～2000mm未満	972		150mm以下	127
	2000mm未満	1209		200mm以下	131
送水管	300mm未満	131		250mm以下	135
	300～500mm未満	149		300mm以下	139
	500～1000mm未満	211		350mm以下	145
	1000～1500mm未満	452		400mm以下	152
	1500～2000mm未満	972		450mm以下	159
	2000mm未満	1209		500mm以下	168
				550mm以下	168
				600mm以下	186
				700mm以下	207
				800mm以下	233
				900mm以下	261
				1000mm以下	293
				1100mm以下	328
				1200mm以下	365
				1350mm以下	823
				1500mm以下	888
				1650mm以下	967
				1800mm以下	1061
				2000mm以下	1209

出典：「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づく単価

#### (4) 下水道

##### ◆耐用年数

- ・50年

##### ◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価に建設工事費デフレーターを踏まえた数値を採用

##### ◆建設年度が不明の下水道管

- ・令和8年度（2026年度）から令和37年度（2055年度）までの30年間で処理

##### ◆耐用年数を超過している下水道管

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：令和8年度（2026年度）から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

##### ◆下水処理施設

- ・建築後60年で更新（建替え）、30年で大規模改修を実施
- ・更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」に建設工事費デフレーターを踏まえた数値の（48万円/m<sup>2</sup>、26万円/m<sup>2</sup>）を採用

表 6-3 下水道管の更新費用単価

管径	更新単価 (千円/m)	備考
250mm未満	80	更生工法を前提
251～500mm	152	
501～1000mm	386	
1001～2000mm	981	
2001～3000mm	2214	
3001mm以上	3075	

出典：「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づく単価